

船橋市介護事業所生産性向上支援事業委託事業者評価基準

1 趣旨

この基準は、船橋市介護事業所生産性向上支援事業委託に関するプロポーザルにおける提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 評価方法

- i 提出された提案書について、別表により評価を実施する。
 - ・各評価項目ごとに10～0点の評価を整数で与える。評価の目安は別表に記載の通りとする
 - ・各評価項目にはそれぞれ倍率を設定しており、評価の整数に倍率を乗じた数を「評価点」とする
 - ・ただし、評価項目において1つでも「不足」「未提出」に該当する場合、その提案者は、参加申込者数に関わらず、受託候補者となることはできない。

- ii 評価委員ごとに、評価点合計が高い順に順位を付する。その順位を基に、1位に1点、2位以下には順に1点ずつ加えた点数を順位点として付与する。

なお、評価委員において、複数の事業者の合計が同点となった場合は、「見積額を除いた評価点合計」の高い事業者を上位とする。それでもなお同点となる場合は、順位点を按分する（例：1位に2事業者が並んだ場合は、 $(1 + 2) \div 2 = 1.5$ 点ずつを2事業者に与える）。

- iii 全ての評価委員の順位点を合計し、最も順位点が少ない者を受託候補者とする。

評価委員の順位点の合計が同点となった場合は、1位とした評価委員が多い事業者から上位とし、以降同様に、より上位の順位の獲得数で選定する。順位の獲得数にも差のない場合は、各評価委員による順位点に置き換える前の点数を合計し、より点数の多い事業者から上位とする。